

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業
基本協定書(案)の公表及び質問等の受付について

平成 20 年 1 月 静岡市

1 . 基本協定書(案)に関する質問の受付、回答公表

- (1) 民間事業者の経営能力や技術的能力を本件事業に効率的かつ効果的に活用するために、平成 20 年 1 月 18 日(金)から 21 日(月)までの間、基本協定書(案)に対する民間事業者等からの質問を受け付ける。
- (2) 質問の提出方法、様式等については、様式 1 を参照することとし、原則として質問者は質問を保存した文書ファイル(MS-Excel ファイル)を添付して電子メールにて本件事業の事務局に送付するものとする。
- (3) 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関し、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めたものを除き、平成 20 年 2 月 1 日(金)までに市ホームページにおいて公表する。

2 . 基本協定書(案)に関する意見・提案の受付等

- (1) 民間事業者の創意工夫等を活用して事業を実施することを目的とし、平成 20 年 1 月 18 日(金)から 21 日(月)までの間、基本協定書(案)に対する具体的な意見・提案を受け付ける。
- (2) 意見・提案の提出方法、様式等については、様式 2 を参照することとし、原則として意見者・提案者は意見・提案を保存した文書ファイル(MS-Excel ファイル)を添付して電子メールにて本件事業の事務局に送付するものとする。
- (3) 市は、意見・提案に対し、回答・公表は行わないが、民間事業者等から提出のあった意見・提案のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

3 . 基本協定書(案)の変更

- (1) 市は、基本協定書(案)公表後における民間事業者等からの質問・意見・提案を踏まえ、基本協定書(案)の内容を見直し、変更することがある。
- (2) 変更を行った場合には、市ホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表し、その変更の内容が重要で本件事業のスケジュールに重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

4 . 本件事業の事務局（問合せ先）

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市役所 生活文化局文化スポーツ部文化振興課

電話 054-221-1040

Fax 054-221-1407

E-mail bunka@city.shizuoka.jp

<http://www.city.shizuoka.jp/>